

会 議 録

会議名	第 1 回山陽小野田市特別職報酬等審議会
会議日時	平成 25 年 11 月 20 日（水）10 時～12 時
開催場所	市役所 3 階 議会会議室 1
出席者	尾崎燎子委員、河口レイ子委員、塩田賢二委員、田中剛男委員、 信次満知子委員、平田武委員、藤村嘉彦委員、宮本政志委員、 吉川邦男委員
欠席者	伊藤博夫委員
事務局	市長 白井博文、人事課長 小野 信、人事課主幹 大谷剛士、 人事課 福田智之
会議次第	1 辞令交付 2 市長あいさつ 3 委員の紹介 4 会長の選出 5 諮問 6 議事 (1) 市議会議員の議員報酬の額について (2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の 額について
会議内容	○事務局から山陽小野田市特別職報酬等審議会に関する規則第 5 条第 3 項 の規定により会議が成立することを報告。 ○委員からの推薦等がなかったため、事務局一任により、平田委員を会長 に選任。 議事 (1) 市議会議員の議員報酬の額について 【委員】 議題について事務局の説明をお願いします。 【事務局】 市議会議員の議員報酬の額等について、配付した資料に従い説明（事務 局案も含む）。 【委員】 事務局の説明について質問があればお願いします。 【委員】 審議の前に理解しておきたいが、期末手当の算出時に加算というものが ありますが、これは他の自治体でも慣習的にあるのですか。

減額措置がある中で、加算があるのは不思議な気がします。

【事務局】

期末手当は条例の規定に基づき、報酬または給料の月額に一定の率を乗じて算出します。6月期であれば、1.45ヶ月を報酬額の37万円に乘じて算出することとなります。通常であれば、この計算で期末手当の額は決まりますが、現状は、条例の規定に基づき加算率を乗じて算出した額となります。つまり報酬を1.2倍にして、1.45か月を支給することとなっています。これが山陽小野田市だけかというのと、他市においても同じように期末手当を支給する際には、こういった加算措置があります。

【委員】

そのことは、法律で決まっていますか。

【事務局】

期末手当は支給することができるかと規定されています。あくまでもできる規定です。

【委員】

わかりました。

【事務局】

補足になりますが、類似団体の資料を御覧ください。16番目の高砂市については、加算措置がありません。その代わりかどうかはわかりませんが、期末手当の支給月数が他市と比べて大きな数値となっています。結果として加算したのと同じ状況です。県内の市は、下関市は若干異なりますが、ほぼ20%の加算率で横並びです。

議員の報酬については、平成17年度の報酬審議会において本来支給すべき報酬の額ということで御審議いただき、先ほど市長も説明しましたが、合併前の旧小野田市の報酬の額を基礎とすることが適当であると答申いただいた結果、37万円となりました。しかし、非常に厳しい財政状況ということで、民間企業等が通常用いる賞与カットの手法に習い期末手当を100%カットした額が適当であるとも答申いただいております。そうすると年額ベースで、37万円かける12ヶ月分の444万円ということなので答申はいただいておりますので、ご説明したとおり、現在、月額報酬は37万円ではなくて期末手当分を減額した額で支払っています。

【委員】

せっかく資料があるので、市議会の活動状況等の説明をお願いします。議員報酬を審議する上で活動状況がわかると理解が深まると思います。

【事務局】

市議会の活動状況等について、配付した資料に従い説明

【委員】

特別委員会や協議会などの委員を兼ねておられている議員さんもいますか。

【事務局】

先ほど市長からも説明がありましたが、平均すると100日程度、3ヶ月ちょっとくらいかなと思います。特別委員会については、平成21年度ま

ではあまり多くなかったですが、平成22年度以降は多く開催されている

状況です。その関係もありまして平成20年度、21年度では112日とか120日の活動状況となっていました。平成22年度以降は、180日前後の日数となっています。議員さんは過去と比べると委員会や議会報告会など以前に比べれば活発になっているという状況かと思います。

【委員】

山陽小野田市特別職報酬等審議会規則第6条の規定に、審議会は必要があると認めるときはと前提はありますが、「関係者の出席を求め説明または意見を聞くことができる」と書いてあったのですが、今事務局の方から議会の活動状況について大まかな説明を受けましたが、議会の話なので議員の方から直接、山陽小野田市の議会の活動内容などの説明を受けてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

議会の議員さんに説明を求めるとのことですか。

【委員】

そうです。公平な立場であるべきなので意見は必要ないと思います。ただ、現状で私が知りうる限りでは、山陽小野田市の議会活動は他市に比べて活発であると思います。しかし、思っているだけで現状はよくわかりませんので、議会の議員の方に来ていただいて、現在の活動状況をこの場で御説明していただいて判断の材料にしたいと思い提案させていただきました。

【事務局】

議員さんに出席いただくという御提案が出ましたが、この審議会が必要と認められれば事務局から議会の方に依頼します。ただし、御承知のとおり12月の定例議会が始まりますので、本審議会の委員さんの日程と議会等の日程が合うかどうか微妙な時期となりますので、調整が難しいかもしれません。

【委員】

この審議会は公開ですよ。傍聴も可能だと思いますが。

【事務局】

傍聴は可能です。

【委員】

本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが。過去は議員さんがおられたこともあります。議員さんの報酬を審議する上で例えば、ずっとこの場にいらしたら審議がやりづらい気がします。活動状況などは間接的に聞くということはいろんな所でできると思うのですが、この審議会に来ていただくことはどうかと思います。

【委員】

説明は、議会事務局からでもいいのではないのでしょうか。

【事務局】

議会事務局に説明していただき、質問等があれば説明後にしていただき、審議になれば退出していただくということでもよろしいかとは思いますが。議会事務局であれば活動を把握されているでしょうからその方が議員本人が来られるよりは良いと思います。

【委員】

事務局で調整をお願いします。

【事務局】

わかりました。

【委員】

資料の中で、今まで報酬等を減額したことによる財政効果が特別職等で合計4,400万程度となっています。それだけ経費が助かったと。当然財政難でそういった措置が取られているので、財政状況が改善されればその部分がなくなるということでしょうが、目安としてこれに職員の給与削減措置を加えると年間で財政効果は1億円程度になるとみていいのでしょうか。

【事務局】

職員だけで1億2～3千万円程度の効果があります。

【委員】

もう8年していますからそれだけで10億円くらいの財政効果にはなりそうですね。

【事務局】

はい。

【委員】

議員の方の出務手当2,000円についてですが、月額で報酬をお支払しているのに、そこに日額報酬の様な手当があるというのは納得できませんが、説明をお願いします。

【事務局】

申し訳ありませんが、出務手当が支払われることに至った経緯等については、現在確認中です。合併前の旧小野田市時代からあった手当であろうかと思いますが、確認出来次第御報告いたします。

【委員】

不思議な感じがしましたので、よろしくをお願いします。出務手当は、年間どの程度支払われていますか。

【事務局】

昨年度実績は76万円、その前年度が90万前後であったと聞いています。議会が閉会中に開催された委員会等への出席について支払われる手当で、近年は委員会の活動も活発ですのでそれに伴って年間80万円程度支払われているということになります。他市のように実費弁償でお支払いするとこれ以上の支出があるのではとの印象はあります。

【委員】

実費弁償というのは、何をもっての実費のことですか。

【事務局】

例えば他市においては、距離に応じ1kmにつき37円を交通費としてお支払するなどの実費弁償の形をとっています。

【委員】

考え方として、議会出席のためだけに報酬を払っているわけではなく委員会も含めた報酬だと思いますので、仮に報酬の額をあげてもよいですが、別途に日当というか支払いがあるというのがおかしいと思います。

【事務局】

報酬に対する審議後の付帯意見として議論頂ければと思います。

【委員】

今の話は、報酬を決める上で関係があるのではないかと思います。報酬の額を決めた後でというのはどうかと思います。

【委員】

出務手当については、議会事務局の方に経緯を聞いて調べておいてください。

【委員】

出務手当は条例に規定されているので、これを廃止するのであれば条例改正という措置も必要です。そういう大事なところをあやふやにして結論をだすと大変無責任な結論になりますので、時間も関係するとは思いますが大事なところですのでよろしくをお願いします。

【事務局】

わかりました。

【委員】

財政状況等を平成 17 年度と比較したデータが無いと、どの様に財政状況が良くなっているのかがわかりません。公債費率 18.8%というのはあまり良くないと思いますが。

【事務局】

はい。

【委員】

下松市、光市を人口 5 万人規模とみると相当実質収支も劣っています。それから財政力もどうなのでしょう。その比較がどういう方向に行くかはわかりませんが、それは一番大きなところです。

また、補助金がカットになっていますが、それは戻せるのか、戻せるならば、どこまで戻せるのかといったデータが全体的にありません。

今、削減措置を戻そうという市長の案がありますが、どの程度というのが非常に分かり難いです。

【委員】

今の資料に関連するのですが、県内と類似団体との比較が出ていますが、これに加えて標準財政規模がそれぞれどのくらいのものなのかというデータを合わせていただけると考え易いと思いますのでよろしくお願ひします。

【事務局】

委員さんから御要望のあった資料等につきましては、でき次第送付させていただきます。

【委員】

平成 23 年度の審議会における事務局の主な発言中の 4 番目についてですが、最近市長が申されているのは、国家公務員給与削減法が成立し国家公務員の給与が 2 年間、平均 7.8%削減されることとなった。これを目標年次にしたいといわれている。まず、この意味が後で確認したいです。それから、その 2 年間において、財政状況が回復すれば、最初は補助金等の市民サービスを回復し、次に職員の給与カットの回復、そして最後に議員、特別職の報酬等のカットを回復していこうという考えであると書いてありますね。これをもう少し詳しく教えていただきたい。

【事務局】

平成 23 年度の東日本大震災の関係で国家公務員が平均で 7.8%の給与カットを実施しまして、来年の 3 月 31 日までとなっておりますが、先ほど市長が申し上げた市の職員についてもこれに準じてではないですが、既存のカットに 2%の上乗せをして 7%、5%カットなどとしています。国も来年の 3 月 31 日までの措置ですので、市長もその段階まで削減していきたいと、そこを目標年次として削減していきたいという

意味で、事務局の方から発言があったのだと思います。ただし、発言された時から2年間が経過し、財政状況がどう変わったかなど先ほどの意見の中であった資料等を作成いたしますので、見ていただいて検討いただければと思います。次に削減措置の回復の順序とすれば、まずは市民サービスを回復し、次に職員、最後に議員、特別職という順番の発言が平成23年度にありますので、順序がおかしくなってもいけませんので、補助金カットの状況等も確認しまして、方向性を示すだけになるかもしれませんが報告いたします。

【委員】

質問はつきませんが、議題の(2)の特別職に関する説明をお願いします。

【事務局】

市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額について資料にもとづき説明

【委員】

水道及び病院の事業管理者は前回も審議の対象でしたか。

【事務局】

対象です。

【委員】

市長の退職金については、前はありましたが今回も対象になりますか。

【事務局】

報酬の額を審議いただくのですが、その中で手当等については付帯意見ということで意見いただいてもいいかなと思います。

【委員】

議員は議員報酬の額、市長、副市長、事業管理者は給料の額についての諮問となっていますので、それ以外のことに言及したらおかしいと思うのですが。

【事務局】

諮問書には、報酬の額と給料の額とありますので、条例上の報酬及び給料の額が適当であるかの答申を頂きたいと思いますが、手当等につきましても、この諮問の中には入っていませんが、付帯意見ということでお示しいただければと考えております。

【委員】

審議会は2年ごとなので退職手当は関係ありますか。

【事務局】

任期満了に伴う場合は対象となりませんが、そうでない場合は関係してくる可能性があります。

【委員】

諮問の主文でない部分を相談するのはおかしい気がします。

【事務局】

給料の全体像を出すときの1つの議論材料としていただいて結構です。

【委員】

諮問の範囲についてですが、議員で言えば出務手当は範囲に入ると、政務活動費についてはどうかと。期末手当は当然付帯の方にいれてもいいと。我々としてはその範囲をきちんと決めたほうがいいのではないかと思うのですが。

【事務局】

議員については報酬と出務手当になります。政務活動費は報酬といった性格のものではなく、あくまでも政治活動の費用であり報酬とはすみわけが違ふと思いますので、そこまでの言及は必要ないと思います。

【委員】

議員さんはいろいろと政治活動されているのですが、やはりそれに費用がかかるため政務調査費というものがあるのだと思いますが、報酬とも微妙に絡みがあります。現状では月6,000円が支給されていますが、ここだけでは収まらないので報酬のほうから当然出して活動されているということも聞いたりします。報酬の額をこのままにして政務活動費を増やしていくのか、政務活動費はそのままで報酬の額をあげていくのかと、どうするのかなと思ひまして。

【事務局】

政務調査費はあくまでも議員さんの政治活動費であり、報酬などの労働の対価ではありませんので、報酬とは別に考えていただいてここではそれも議論はされても結構ですが、答申へ盛り込むことは好ましくないと思ひます。

【委員】

今までの答申内容がありますので、そのあたりも確認いただいたらよいと思ひます。事務局は、先ほどからの意見にあった資料等を作成いただき、次回の開催までに各委員に送付してください。また、委員の方は資料を見られてご意見等があらうと思ひますので、次回の審議会でご意見をいただきたいと思ひます。

【事務局】

わかりました。

【委員】

本日はこれで終了します。次回の開催は、12月9日（月）の10時からです。